

令和5年第3回定例会（12月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和5年11月28日
あきた未来創造部

【予算関係】

<移住・定住促進課>

若者の県内定着・回帰総合支援事業に係る債務負担行為の設定について . . . 1

<次世代・女性活躍支援課>

児童会館安全安心確保事業について . . . 3

秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業について . . . 4

【議案関係】

<高等教育支援室>

公立大学法人秋田県立大学の中期目標について . . . 6

公立大学法人秋田県立大学の定款の変更について . . . 11

<次世代・女性活躍支援課>

公の施設の指定管理者の指定について . . . 15

若者の県内定着・回帰総合支援事業に係る債務負担行為の設定について (県内企業インターンシップ等紹介)

移住・定住促進課

1 事業概要

大学生等の県内就職を促進するため、県内企業の概要やインターンシップ等のプログラムを紹介するオンラインセミナーを開催する。

- ・開催時期等：令和6年5月、6日間（予定）
- ・開催方式：オンライン
- ・参加企業：最大108社（18社／1日×6日間）
- ・対象者：大学3年生等

2 債務負担行為限度額

4,215千円（ \ominus 4,215千円）

[委託料 4,215千円]

(内訳)

- ・セミナー運営費（人件費、通信費等） 3,126千円
- ・広告宣伝費（チラシ、WEB広告、参加申込・広告サイト） 1,089千円

3 債務負担行為の設定理由

就職先の選定に重要性を増すインターンシップ等への参加を促進するため、インターンシップ等が本格化する夏を前に、早期にセミナーを開催することから、委託契約手続を今年度内に進める必要がある。

時期	内容等
1月上旬	委託事業者の公募、参加企業の募集
1月下旬	企画提案競技の実施、契約締結
2月下旬	参加企業の決定
3月下旬	参加申込・広告サイトの構築、参加大学生等の募集
5月下旬	オンラインセミナーの開催

若者の県内定着・回帰総合支援事業に係る債務負担行為の設定について (先輩社員によるあきた就活応援交流会)

移住・定住促進課

1 事業概要

大学生等の県内就職を促進するため、県内企業に就職した先輩社員の生の声を聞き、秋田で働き暮らすことを考える機会を提供する、あきた就活応援交流会「こっちゃけ交流カフェ」を開催する。

- ・開催時期：令和6年4月から令和7年3月
- ・開催場所等：県内外大学、アキタコアベース等、計23回開催予定
- ・対象者：大学3年生等

2 債務負担行為限度額

4,656千円(⊖4,656千円)

[委託料 4,656千円]

(内訳)

- ・交流会運営費(人件費、旅費、情報発信経費等) 4,510千円
- ・事務費(需用費、役務費) 146千円

3 債務負担行為の設定理由

就職活動の早期化への対応や夏に本格化するインターンシップ等への参加も促すため、早期に交流会を開催することから、委託契約手続を今年度内に進める必要がある。

時期	内容等
1月上旬	委託事業者の公募、参加企業の募集
1月下旬	企画提案競技の実施、契約締結
2月中旬	参加企業の決定
3月上旬	参加大学生等の募集
4月中旬	交流会の開催

児童会館安全安心確保事業について（新規）

次世代・女性活躍支援課

1 目的

秋田県児童会館において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながら、利用者が安全に安心して施設を利用できるよう、必要な備品等を整備する。

2 内容

夏季の暑さ対策や冬季の寒さ対策を行うために必要な備品等を整備する。

○整備内容

①備品

・スポットエアコン 7台（レクリエーションホール、幼児コーナー等に設置）

②消耗品

・サーキュレーター 7台（レクリエーションホール、幼児コーナー等に設置）

・消毒液 1式

3 予算額

1, 410千円（ \ominus 1, 410千円）

〔	需用費	150千円
	備品購入費	1, 260千円

秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業について（新規）

次世代・女性活躍支援課

1 目的

若年女性の県内への定着・回帰を促進するため、若年女性のニーズ等の把握や意識の醸成を目的とした交流会を開催するほか、県内の女性活躍推進企業の情報や県の支援施策等を効果的に発信するための秋田と首都圏をつなぐ若年女性のネットワークを形成する。

2 内容

(1) 若年女性による交流会の開催

秋田に対するニーズ等の把握や県内への定着・回帰に関する意識の醸成を目的とした交流会を開催する。

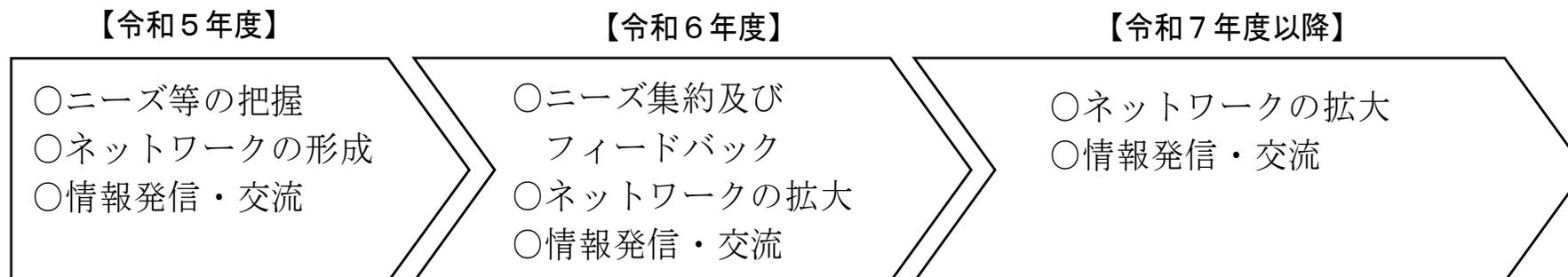
- ・開催時期 2月下旬、3月上旬（2回）
- ・開催地 東京都内（あきた暮らし・交流拠点センター等）
- ・参加者 秋田で働くことや暮らすことに関心のある首都圏の若年女性 各回10名 計20名
- ・実施内容 ①県の支援施策等の紹介
②理事との意見交換
③秋田で働く女性（2名）によるゲストトーク
④フリートーク

(2) 若年女性のネットワークの形成及び情報の発信

LINEを活用したオンラインコミュニティを形成し、女性活躍推進企業の情報や秋田暮らしの魅力等を発信する。

3 令和6年度以降の事業方針

- (1) 県内外の若年女性のニーズ集約及びフィードバック
- (2) 若年女性のネットワークの形成・拡大
- (3) ネットワークを活用した情報発信と交流



4 予算額

1, 121千円 (⊖1, 121千円)

報償費	120千円
旅費	741千円
需用費等	260千円

公立大学法人秋田県立大学の中期目標について

高等教育支援室

1 提案理由

設立団体の長である知事は、地方独立行政法人法第78条第1項において読み替えられた同法第25条第1項の規定により、公立大学法人の中期目標を定めなければならないとされており、中期目標を定めようとするときは、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

2 第4期中期目標（令和6年度～11年度）の主な内容

（1）大学の基本的な目標

- 地域社会のニーズや時代の変化を踏まえた教育の実施により、幅広い教養を備え、多様な個性や能力を生かし、地域社会の発展や課題解決に貢献できる人材を養成する。
- 大学の知的資源を活用する体制や関係機関との連携の強化により、先端的・独創的研究はもとより、本県の地域特性や課題を踏まえた研究を重点的に推進する。
- 教育研究活動の成果を国内外に広く還元し、県内産業の振興や、将来の産業界・地域社会を支える人材の輩出、地域社会の発展に貢献する。

（2）教育に関する目標

- 学生確保の強化（県内出身入学生の確保、大学院の定員充足）
- 教育の充実（県内産業や地域への理解を深める教育プログラムの充実）
- 学生支援の強化（キャリア教育の充実、就職支援）

（3）研究に関する目標

- 先端的・独創的研究や地域特性・ニーズを踏まえた研究の推進（知的資源の活用や分野融合に向けた組織横断的・弾力的な研究推進体制の充実）

- 外部研究資金の獲得強化（学内支援体制の充実）
- 研究成果の活用（情報発信・有効活用）

（４）地域貢献に関する目標

- 産業振興への寄与（産業界等との共創による技術開発支援、コーディネート機能の活用推進）
- 地域で活躍する人材の輩出（卒業生の県内定着・回帰の促進）
- 地域社会への貢献（助言・提言機能の充実、学校教育への支援、生涯を通じた学びへの支援）

（５）国際交流・他大学等との連携に関する目標

- 国際交流の推進（海外大学等との学術交流の促進、国際感覚を備えた人材の育成）
- 他大学等との連携の強化（教育研究・地域貢献分野における県内高等教育機関との連携）

（６）業務運営の改善に関する目標

- 組織運営の効率化及び大学運営の改善（教育研究組織等の改善）
- 財務内容の改善（外部資金の獲得による財政基盤の強化）
- 自己点検・評価等の実施及び大学情報の発信（大学の認知度の向上）
- その他業務運営に関する事項（安全等管理体制の強化）

3 今後のスケジュール

令和6年2月	大学から県に対する中期計画の認可申請
2月議会	中期計画案の提示
3月	中期計画案に係る秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取 中期計画の認可

公立大学法人秋田県立大学の第4期中期計画（素案）における主な取組

※ [] 内は検討中の主な指標

1 教育

(1) 学生確保の強化

- 推薦入試制度の見直しによる県内出身学生の確保、大学院学生の確保
〔 県内出身入学生比率：35%以上/年
大学院収容定員充足率（研究科別）：100%以上/年 〕

(2) 教育の充実

- 実践的な課題解決型教育プログラム（キャップストーン・プログラム）の実施
〔 キャップストーン・プログラムの受講者数：1,000名以上（計画期間中累計）
教員向け研修会の参加率：90%以上/年 〕

(3) 学生支援の強化

- 学年進行に応じたきめ細かな就職支援
〔 就職希望者の就職率：100%/年 〕

2 研究

(1) 先端的・独創的研究や地域特性・ニーズを踏まえた研究の推進

- 輸送機電動化・スマート農業技術・森林資源の活用等に関する研究の重点的な推進
〔 事業費1億円以上の研究プロジェクトの実施件数：3件（計画期間中累計） 〕

(2) 外部研究資金の獲得強化

- 外部研究資金獲得に向けた学内体制の整備
〔 科研費申請率：100%以上（計画期間終了時）
科研費保持率：50%以上（計画期間終了時） 〕

(3) 研究成果の活用

- 研究成果の国内外への積極的な情報発信
〔 研究成果に関する大学ウェブサイトへの掲載件数：30件以上／年 〕

3 地域貢献

(1) 産業振興への寄与

- 学部・研究科・センター・研究所の特色を生かした県内企業等の技術開発支援
〔 県内企業等からの受託・共同研究の受入件数：70件以上／年 〕

(2) 地域で活躍する人材の輩出

- 県内就職者増加の促進
〔 就職決定者に占める県内企業等への就職者の割合：30%以上／年
スマート農業指導士育成プログラムの受講者数：60名以上（計画期間中累計） 〕

(3) 地域社会への貢献

- 地域課題の解決、学校教育への支援、学び直しのニーズを踏まえた社会人教育の推進
〔 高校への出前講義及びスーパーサイエンスハイスクールへの支援の回数：30回以上／年
公開講座の参加者数：1,200名以上（計画期間中累計） 〕

4 国際交流・他大学等との連携

(1) 国際交流の推進

- 海外大学等との学術交流の推進
〔 協定締結数：15件以上（計画期間中）
サバティカル研修（※）実施件数：15件以上（計画期間中累計） 〕
※教員が通常業務を一定期間免除されて国外で調査や研究に専念する制度

(2) 他大学等との連携の強化

- 県内高等教育機関との連携推進
〔 県内国公立4大学による連携協力事業：毎年度実施 〕

5 業務運営の改善に関する目標

(1) 組織運営の効率化及び大学運営の改善

- 教職員の働きやすい環境の整備、人口減少社会を見据えた大学の将来構想の策定

〔 女性教職員の新規採用率：40%以上（計画期間中平均）
教職員向け研修会の出席率：90%以上／年 〕

(2) 財務内容の改善

- 外部研究資金の獲得強化

〔 外部資金の目標獲得額：30億円以上（計画期間中累計）
エネルギー消費量の削減率：5%以上（計画期間終了時） 〕

(3) 自己点検・評価等の実施及び大学情報の発信

- 大学情報の発信

〔 P D C Aサイクルの継続的運用をモニタリングする自己評価委員会の開催回数：3回以上／年
プレスリリース件数：40件以上／年 〕

(4) その他業務運営に関すること

- 安全等管理体制の強化、情報セキュリティ対策の強化、コンプライアンスの徹底と内部統制の強化

〔 講習会等の参加率：90%以上／年
情報セキュリティ研修会の参加率：90%以上／年 〕

※指標には、学生満足度アンケートによる満足度（計画期間中平均80%以上）も設定する予定

公立大学法人秋田県立大学の定款の変更について

高等教育支援室

1 変更理由

- (1) 公立大学法人秋田県立大学の学長選考会議の委員構成について、学長適任者を広く学内外から公正に選考できるよう、委員の半数を法人の役員又は職員以外の者とする必要がある。
- (2) 同大学の教育研究協議会の構成について、教職協働を推進するため、事務職員を加える必要がある。
- (3) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）」による「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」の一部改正により、公立大学法人の年度計画及び年度評価が廃止されるため、年度計画に関する規定を削除する必要がある。

2 変更内容

- (1) 学長選考会議の委員構成について、経営協議会から選出される者を、法人の役員又は職員以外の者とする。（第10条関係）
- (2) 教育研究協議会の構成の一部を、5人以内の職員とする。（第19条関係）
- (3) 年度計画に関する規定を削除する。（第16条、第18条及び第20条関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

(参考)

学長選考会議 : 学長となる理事長を選考する機関

経営協議会 : 法人の経営に関する重要事項を審議する機関

教育研究協議会 : 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関

職員 : 教員及び事務職員

新	旧
<p>(職務及び権限) 第九条 略 2 理事長は、第十六条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第十三条第一項に規定する役員会 の議を経るものとする。 3 10 略</p> <p>(理事長の任命等) 第十条 略 2 3 略 4 学長選考会議は、第十七条第一項に規定する経営協議会 を構成する者の中から選出された者四人 長が指名する者の中から選出された者四人 及び 第十九条第一項に規定する教育研究協議会 を構成する者の中から選出された者四人をもって構成する。 5 7 略</p> <p>(議決事項) 第十六条 略 一 中期目標について知事に申し述べる意見及び 中期計画に関する事項 二 9 略</p> <p>(審議事項) 第十八条 略</p>	<p>(職務及び権限) 第九条 略 2 理事長は、第十六条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第十三条第一項に規定する役員会 (以下「役員会」という。) の議を経るものとする。 3 10 略</p> <p>(理事長の任命等) 第十条 略 2 3 略 4 学長選考会議は、第十七条第一項に規定する経営協議会 (以下「経営協議会」という。) を構成する者の中から副理事長又は理事の職にある者の中から選出された者二人及び法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者二人並びに第十九条第一項に規定する教育研究協議会 (以下「教育研究協議会」という。) を構成する者の中から選出された者四人をもって構成する。 5 7 略</p> <p>(議決事項) 第十六条 略 一 中期目標について知事に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項 二 9 略</p> <p>(審議事項) 第十八条 略</p>
<p>一 中期目標について知事に申し述べる意見及び 中期計画に関する事項のうち経営に係るもの 二 8 略</p> <p>(設置及び構成等) 第十九条 略 2 教育研究協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 学長 二 学長が定める教育研究上の重要な組織の長 三 学長が指名する三人以内の副理事長又は理事 四 学長が指名する五人以内の職員 3 略</p> <p>(審議事項) 第二十条 略 一 中期目標について知事に申し述べる意見及び 中期計画に関する事項のうち教育研究に係るもの 二 11 略</p>	<p>一 中期目標について知事に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち経営に係るもの 二 8 略</p> <p>(設置及び構成等) 第十九条 略 2 教育研究協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 学長 二 学長が定める教育研究上の重要な組織の長 三 学長が指名する三人以内の副理事長又は理事 四 学長が指名する四人以内の教員 3 略</p> <p>(審議事項) 第二十条 略 一 中期目標について知事に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に係るもの 二 11 略</p>

秋田県立大学における学長選考会議等の構成

(参考資料1)

【変更前】

学長選考会議 (8名)

- ・ 経営協議会選出委員
学内 (2名) 副理事長又は理事
学外 (2名) 法人の役員又は教職員以外の者
- ・ 教育研究協議会選出委員
学内 (4名)

経営協議会 (11名)

理事長 (1)、副理事長 (1)、理事 (3)、
法人の役員又は教職員以外の者 (6)

教育研究協議会 (13名)

学長 (1)、副理事長 (1)、理事 (2)、
システム科学技術学部長 (1)、生物資源科学部長 (1)、
総合科学教育研究センター長 (1)、
アグリイノベーション教育研究センター長 (1)、
木材高度加工研究所長 (1)、教員 (4)

【変更後】

学長選考会議 (8名)

- ・ 経営協議会選出委員
学外 (4名) 法人の役員又は教職員以外の者
- ・ 教育研究協議会選出委員
学内 (4名)

経営協議会 (11名)

理事長 (1)、副理事長 (1)、理事 (3)、
法人の役員又は教職員以外の者 (6)

教育研究協議会 (14名)

学長 (1)、副理事長 (1)、理事 (2)、
システム科学技術学部長 (1)、生物資源科学部長 (1)、
総合科学教育研究センター長 (1)、
アグリイノベーション教育研究センター長 (1)、
木材高度加工研究所長 (1)、教職員 (5)

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、 廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

（施行日：令和5年6月16日）

現
行

○公立大学法人においては、以下の事項が**毎年度義務付け**られている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受ける



（設立団体の長の
附属機関）

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

- 公立大学法人：
中期計画（6年）があるにもかかわらず**毎年の策定は負担**
- 地方公共団体（設立団体）：
年度評価に係る事務負担が大きい



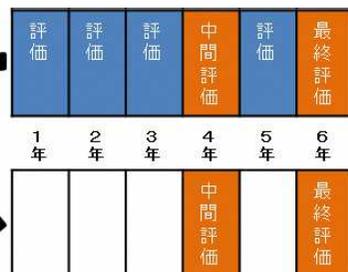
教育の質の向上や地域貢献に
十分に取組みしていない

見
直
し
後

○国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を**廃止**（※）



中期計画の期間中の評価が6回→2回に



（※）年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、
地域社会での知的・文化的拠点としての
業務を行うことができる

公立大学が**本来の役割に資する業務**に
一層取り組むことが可能に！



秋田県男女共同参画センターの指定管理者の指定について

次世代・女性活躍支援課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「秋田県男女共同参画センター」の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者となる団体

施設名称	団体名
秋田県北部男女共同参画センター	特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター
秋田県中央男女共同参画センター	NPO法人いきいきFネット秋田
秋田県南部男女共同参画センター	特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 選定委員会の開催

- (1) 開催日：令和5年10月27日
- (2) 委員構成：委員5名（外部委員3名、内部委員2名）
- (3) 申請団体数：北部男女共同参画センター 1団体
中央男女共同参画センター 2団体
南部男女共同参画センター 1団体

4 審査結果

(1) 審査方法

条例第4条に定める選定基準について評価し、点数化した。併せて、総合的観点からも議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。

(2) 評点

施設名	団体名	選定基準					合計 (満点100点)
		1 県民の平等 利用の確保	2 施設の設置目的 の効果的な達成 (満点20点)	3 効率的な管理 (満点20点)	4 適正かつ確実な 管理を行う能力 (満点20点)	5 施設の設置目的を達成 するための事業の実施 (満点40点)	
北部男女共同 参画センター	特定非営利活動法人 秋田県北エヌピーオー 支援センター	適	15.2	14.4	15.2	32.0	76.8
中央男女共同 参画センター	NPO法人いきいき Fネット秋田	適	15.2	14.4	13.6	28.8	72.0
	特定非営利活動法人 秋田たすけあいネッ トあゆむ	適	13.6	12.0	12.0	28.8	66.4
南部男女共同 参画センター	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセン ター	適	15.2	17.6	16.8	33.6	83.2

(3) 総合評価

- ・特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センターは、全ての審査項目においてバランスよく評点を獲得しており、新しい取組を実行できる体制であると評価された。
- ・NPO法人いきいきFネット秋田は、設置目的の達成に向けて効果的に事業を推進し、安定したセンター運営が期待できると評価された。
- ・特定非営利法人秋田県南NPOセンターは、全ての審査項目において高い評点を獲得しており、団体の経営基盤も安定していると評価された。

5 今後のスケジュール

- ・議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・令和6年度分の指定管理料に係る予算案を令和6年2月議会に提案する。